

○浜田市男女共同参画推進委員会規則

平成17年10月1日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

(補欠委員の任期)

第3条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第5条の第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。